

レーザセンシング学会規程

国際学術交流助成規程

平成31（2019）年 4月10日 制定
令和 2（2020）年 8月15日 改訂

（目 的）

第1条 本規程は、委員会に関する細則第8条第8項(1)に定める、レーザセンシングに関連する若手研究者の研究を奨励し、国際交流活動を助成するための手続きについて必要な事項を定める。

（対 象）

第2条 前項の目的に合致した国内外で開催される国際学術研究集会（以下、「集会」という）へ若手研究者が参加するための経費（登録料、渡航旅費および滞在費）の全額又は一部の助成を行う。

（対象者）

第3条 本助成の対象者の条件は以下の通りとする。

- (1) 発表時に満40歳未満であること。集会が複数日にわたる場合は、最終日を発表日とみなす。
- (2) レーザセンシングに関連する研究活動をしており、優れた業績を上げていること。
- (3) 国際的な学術研究集会に出席し、論文の発表を行う予定であること。
- (4) 過去に本制度による、あるいは類似の助成を、レーザセンシング学会（前身のレーザ・レーダ研究会を含む）から受けていないこと。

（選 考）

第4条 本助成は、表彰等審査委員会（以下、「委員会」という）が助成金受領者の選考を行う。

- 2 委員会は、選考結果と選考理由を理事会に報告する。

（応 募）

第5条 本助成を受けようとする者は、委員会に下記の書類を提出すること。

- (1) 指定の応募用紙。
- (2) 発表を行う予定の研究集会に提出した論文の要旨。
- (3) 航空運賃の助成を希望する場合には、航空運賃の見積書（エコノミークラスの割引運賃を原則とする）。

（義 務）

第6条 補助金受領者は、当該研究集会の終了後、1ヶ月以内に報告書を委員会に提出しなければならない。報告書は学会のニュースレター等で公開することがある。

附 則

- 1 この規程は、平成31（2019）年 4月10日より施行する。

平成31（2019）年 4月10日 制定・施行

令和 2（2020）年 8月15日 改訂

第1条修正